

# 信託契約お申込みの前に… ～申込書を記入する前に必ずご確認ください～

(著作者)

このパンフレットでは、著作権信託契約約款（以下、約款）に基づく重要事項をご説明いたします。

大切な財産をお預かりする契約になります。必ず「著作権信託契約約款」をお読みいただいたうえで、にチェックを入れながらご確認ください。

チェックが入らないご不明な点その他ご質問等ございましたら、会務部までお気軽にお問合せください。

## 1.すべての著作権が JASRAC に移転します (約款第 3・10 条)

これまで著作した作品および今後著作する作品全ての著作権が **JASRAC** に移転します。(作品単位で著作権を信託することはできません)

ご自身またはご友人が、ご自身の作品を演奏したり、**CD** を発売する場合であっても、原則として **JASRAC** への利用申請と使用料の支払が必要です。

信託契約締結後に著作権を譲渡<sup>\*</sup>することはできません。  
※作品の利用開発を目的とした音楽出版者への譲渡は除く

## 2.JASRAC への管理委託範囲を選択できます (約款第 4・5 条)

約款の別表に掲げられた区分に従い、一部の著作権を管理委託範囲から除外することができます。

(除外した著作権は、自己管理したり、他の著作権管理団体に管理を委託することができます。)

作品単位で管理委託範囲を選択することはできません。

音楽出版者と著作権契約（著作権の譲渡を目的とした契約）を締結している作品は、その音楽出版者と **JASRAC** の信託契約の内容に従い管理します。

**12 月 31 日**までに書面によってお申し出いただくことにより、翌年 **4 月 1 日**から管理委託範囲を変更することができます。

## 3.著作権の保証義務があります (約款第 7 条)

**JASRAC** に信託する著作権は、ご自身で著作権を有し、かつ他人の著作権を侵害していないものでなければなりません。

## 4.一定の使用につき、あらかじめ承諾を得て JASRAC の管理を留保・制限することができます (約款第 11 条、経過措置 2)

「一定の使用」の例

ご自身の作品を自分で使用する場合（事前にお届出が必要になります）

社歌・校歌、**CM** 音楽、劇場用映画・演劇のテーマ音楽や **BGM**、ゲーム用音楽など、依頼により著作した作品について依頼主が使用する場合（一定の範囲の使用に限られます）

## 5.信託契約は解除できます。また解除されることがあります (約款第 21・22 条)

**12 月 31 日**までに書面によってお申し出いただくことにより、翌年 **3 月 31 日**をもって信託契約を解除することができます。

著作権を二重譲渡したり、保証義務に違反した場合など約款に定める義務が履行されない場合、**JASRAC** から信託契約を解除することができます。

## 6.次の場合には書面での届けが必要 (約款第 33 条)

新たに作品を著作したときには… ⇒「作品届」のご提出が必要です

住所、氏名、送金先口座、登録印鑑などを変更したときには… ⇒所定書類のご提出が必要です

以上

全てのにチェックが入りましたでしょうか。

ご不明な点、その他ご質問等ございましたら、会務部までお気軽にお問合せください。



お問い合わせは… **JASRAC 会務部**

電話 : 03-3481-2143

fax : 03-3481-2153

mail : kaimu@pop02.jasrac.or.jp

2017/8